

# 千代川水系の水害と改修事業

— 鳥取県の水災史・その二 —

伊藤 康

## はじめに

本稿は、『鳥取県立公文書館研究紀要』（第三号 二〇〇七年）に掲載した「二人の蘭人工師と賀露港の改修—鳥取県の水災史・序説」（以下「序説」）に続く研究ノートである。

「序説」では、明治初年から明治二〇年代までの、主に鳥取県東部を貫流する千代川水系の水害と千代川河口に位置する賀露港の改修について論を展開させた。しかし、そのむすびに書いたように、賀露港の改修については、完工時期を裏付ける史料を見出すことができなかった。

本稿では、その後に確認できた賀露港の改修に係る史料を紹介し、「序説」での課題を解消させたい。次いで、明治

三〇年代から大正七（一九一八）年までの水害と、大正七年の水害を契機とする治水運動の高まりまでを紹介してみたい。

## 一 賀露突堤の完成

「序説」では、千代川改修工事の嚆矢として、明治二二（一八八九）年一月に起工された賀露築港について紹介した。この時の工事の概要は次のとおりであった。

明治二二年四月一五日、淀川改修や大阪築港で知られるオランダ人土木工師・デ・レイケが鳥取県の求めに応じて来鳥した。目的は、網代港の検分を手始めに、県内各地の港湾等を視察することにあつた。一〇日に及んだ視察でデ・

レイケが指摘したことの一つは、賀露港の修築であった。具体的には、河口左岸から沖合に位置する鳥ヶ島まで突堤を築造すること、流砂の被害を防ぐために松樹を栽培することであった。工事費は二〇万円程度で済み、この工事で賀露港が相当な規模の港湾となることを示した。

この工事を請け負ったのは、服部長七であった。服部は「在来の左官技術の一つである「たたき」の技術を大規模な土木工事等に改良して応用した「人造石工法」で知られる人物で、請け負った金額は僅か三万七千円であった。「鳥取新聞」は、明治二二（一八八九）年一月一二日に起工式を挙行すると報じている。

以下に紹介する五点の史料は、工事の経過と完工時期の推定、工事の成果に関するものである。

一点目は、明治二三年二月に谷垣邦義が記録したものである。<sup>20</sup>

#### 〔史料一〕

明治廿三年二月二十三日友人ト加露ニ遊ブ

去ル二月廿三日日曜ナル而已ナラズ天晴レ一塵ノ曇ナシ。由テ安長村森本信愛氏及び良友両三名共ニ進ンデ加露設港式ニ趣ク。其時設港夫長ハ服部某氏ナリ。已ニシテ加露大神宮ニ参詣シ南下ハ則チ千代川河口ナリ。

北下ヲ臨メバ広漠ノ日本海ニ砂漠ノ沿ヘルヲ見ル、直チニ走リテ海岸ニ至レバ波濤山脉ヲ為スガ如シ。其上ニ水鳥魚ヲ補フ、遂ニ西浜ニ達セバ鳥ガ島ノ一方エーノ岬ヲ達セシム。即チ避濤ナリ、其組立ハ大ナル荒籠ニ石ヲ入レ海中ニ沈メ松枝ヲ挟ミテ固ス。予則チ此多キ石ハ何処ヨリ運ビタル者ト考エツ、遠ク山上ヲ見バ、上ヨリ石ヲ掘出シ五六丁間木板上ニ鉄帶ヲ席ク、而メ鉄船ニ鉄車ヲ附ケ其中ニ石ヲ盛り積ミ上ヨリ推せバ其重勢ヲ以テ轟々トシテ高キ所モ厭ハズシテ登リ自由ニ曲リテ海岸ニ達セバ、則チ石夫アリテ此ヲ出シテ用ユ。此ヲ見スル事数度、遂ニ再ビ海岸ニ出デ奇石奇貝ヲ採リ帰路ニ基キテ帰ル、時ニ午后三時ナリ。依リテ安長村森本氏ニテ支度ニ預リテ帰ル。依テ此ガ記ヲ作り他日ノ覚トナス

谷垣邦義は明治一〇（一八七七）年八月に岩井郡本庄村で生まれた。当時一二歳で因幡高等小学校（現、久松小学校）に在学していた。ちなみに谷垣は、鳥取師範学校を出た後小学校教員となり、その後郡視学、地元の本庄小学校の校長、母校の久松小学校の校長を歴任。退職後に本庄村長となった人物である。

好天の休日、谷垣は友と連れ立って賀露に出かけた。一

番の目的は、「加露設港式ニ趣ク」ことであつた。服部某（服部長七）を設港夫長だと認識していることから、賀露港の修築事業は、地域の結構な話題となつていたのであろう。起工から三カ月余りが経過する頃である。まずは、「大ナル荒籠ニ石ヲ入レ海中ニ沈メ松枝ヲ挟ミテ固ス」とする波止の工法が記される。次いで、山上（千代川右岸の荒神山）から切り出される石材を海岸まで運搬する方法として、「五六丁間木板上ニ鉄帶ヲ席ク、而メ鉄船ニ鉄車ヲ附ケ其中ニ石ヲ盛り積ミ上ヨリ推」すとある。鉄帶とはレールで鉄船とはトロッコであろう。およそ五六メートルのレール上を移動するトロッコを利用して、石材を海岸線まで運んだことがこれで分かる。子どもの目に映つた工事の様子である。

二点目は、邑美法美岩井郡長の佐藤啓行から当時特許局長であつた奥田義人に宛てられた書簡である。日付は「八月廿七日」。消印から明治二四（一八九一）年であることが分かつてゐる。かなりの長文であるが全文を紹介する。

〔史料2〕

拝啓 御無音恐縮之至奉存候。時下俄然秋冷ヲ加候処、益御清寧被遊御座不斜奉遙賀候。然者年来御配意被為（本意）在候賀露突堤モ落成、昨日切メ工事実施致候、二付小生

モ一日之暑中休ヲ得テ実況見仕候。甘リメ切り感悦之至ニ不堪、委細其筋ヨリ報告ハ無論之事ニ御座候得共、喜悦之余リ目撃セシ実況ヲ記シ、不取敢御報申上候。素ヨリ素人之觀察服部之意ヲ見損スル事ナキニ非サレトモ、其辺ハ御宥恕被成下度候。

午前十一時丹後町ヨリ抜綱船ヲ放テ賀露ニ向フ。川筋水量等無異常、川口ニ至レハメ切工事真最中ナリ。別紙図ノ仮堤切レ場二十余有間之処ニ木干（干）ヲ入レ、古俵ヲ蒲焼様ニ拵ヒタル水堰キ用ノモノ数船ニ満載シ、又夕土俵数船アリ。水上ニハ無数ノ小艇新川ノ砂ヲ採リ載セ、メ切場ニ運ヒ水中ニ投ス。陸ハ両側ヨリ無数ノ人足砂ヲ運フ事恰モ蟻ノ菓子戸棚ニ道ヲ付ケ往來スルニ同シ。岡本ハ木干（干）ノ上ニ立上リ冒ヲ掲ケテ工夫ヲ指揮シ、水ニ落子ハ宜イガト氣遣フ程ナリ。服部ハ泰然構ヒ込ミ仮堤ノ側ニ直立シテ眼玉ハチ、見テ居ル。生ハ上陸、服部ニ向ヒ、アンナ遠方ニ砂ヲ棄テ、モ為ニナルカト問ヒハ、曰ク此ナ工事ハ無駄ニナルモノ七分ト胸胸ヲ据ヘナケレハナラス、仕方カアリマセヌ、ナレトモ是テ出来ルト。是ニ於テ生ハ甚タ安神仕候。是ナレハ出来得ルナリト。メ切口漸次狭マルニ從ヒ、水勢益激シ、水ノ高差殆ト尺モアルヘクト想見セラレタリ。再々船ニ棹シテ新川口ニ向フ。深キ処砂取り人

夫ノ臍ヲ没シ、海際淺キ処漸ク膝ヲ過キス。川ト海トノ水高平均セルヲ見ル。此処最モ効アリシヲ見レハ新川口ノ東角ニ鎮床ヲ施シアリ。此日東北風ナリシモ激浪川口ヲ鎖サスヲ得ス。鎮床ハ僅カニ横二間、豎四間位ト見ヘタリ。少々斜メニ据付タリ。再ヒメ切場ニ到リ工事ヲ見ル數時、切場僅カニ五七間<sup>(五七)</sup>ヲ余ス。水勢益急ナリ。此時恰モ関原苦戰尤モ務ム。然トモ傍觀者ノ生ハ本流ノ方向ヲ見テ安神スル所アリ。既ニ流心ハ仮堤ノ反動ニテ新川口ニ向テ進ムヲ見タリ(初ニメ切場ニ到リシ時ハ猶ホ流心旧河口ニ在リ)。仮堤ニ上リテ木干ノ上ニ立上リ、足ノ痛ミヲ覺ス、竊カニ人足ヲ励マシ砂運ヲ急ニセシメ、腕マクリニテ飛出シ度心地も仕候。午後四時前呐喊声裏ニ遂ニ概略ノメ切ヲ終ヘタリ。直チニ再ヒ新川口ニ到リ実況ヲ見ルニ、水勢既ニ強大、水量亦タ加ハリ、砂ヲ卷上ケ押流ス有様、下手画工ノ墨黒々ト画キタル雲龍ノ幅ヲ横ニ見ルト一般ナリ。川口砂上ニ箕座シテ見ル事一時半、水量益加ハリ海水トノ差蓋シ尺五寸余、見ル間ニ川口ノ近傍海上凡ソ十町歩許(図面・ノ区域)ハ濁浪ヲ漲ラシ、新川口東角ヨリ十間許ハ忽チ寄洲ノ暗礁ヲ生セリ。加之寄洲ノ方向ハ川口東方ニ傾クニモ拘ラス昨日ノ処ニテハ鳥ヶ嶋ニ直面セリ。此方向ニ而進メハ予<sup>b</sup>図ノ如ク東向キノ港

ヲ得ルニ至ルハ疑ヒナシ。蓋シ數月ノ中ニハ突堤東部ノ寄洲ヲ増加シ、河水流心ノ東方ニ旧河口ノ如ク寄洲ヲ生スルハ期シテ待ツヲ得ヘシ。然トモ此寄洲<sup>c</sup>余リ多ク相成候ハ、港ヲ害スルノ懸念ナキニ非サレトモ、是ハ旧河口ノ実例ニ徴スレハ決シテ其杞憂ハ無用ナリト認メ、安心シテ帰途ニ就キシハ六時前ナリシ。帰舟三ヒメ切場ニ到リ、旧河口ヲ見ルニ激浪東北風ノ為メニ砂ヲ打寄セ来リ。或ル部分ハ砂ノ動揺ヲ見ル所モアリ、仮堤ノ堤脚ヲ見ルニ、前日突出後流水ノ障ヲ受ケサル部分ハ既ニ數尺ノ砂ヲ寄セ来リシ實蹟アリ。依而想フ、尔後一周間モ無難ニ經過スレハ旧河口ハ忽チ塞カリ、仮堤トノ間小湖水ヲ造出スルナラン。服部モ左様ニ申シ居レリ。此工事ヲ施スニ最モ好都合ナリシハ近日來ノ天氣ナリ。昨ハ東北風アレトモ海上鳥賊船ヲ出シ得ル事ナレハ旧河口ヲメ切ルノ助ケト為ル位ノ事ナリ。本日モ朗晴風氣ナシ。今朝ハ余程新川口モ堀テ注流ヲ便ニセル事ト想像被仕、果シテ然レハ旧河口ハ自然ニ塞カリ、少々ノ増水位ハ恐れニ足ラスト被存候。殊ニ旧河口ノ東方ニ浅キ新川ヲ穿テリ。平水ニハ水通セス、高水ノ節悪水ヲ落スノ便モアルナリ。此メ切工事ニ付、今度ノ新按ト想像被致候事ハ、メ切ノ仮堤ヲヘ字ナリニ拵ヒ、湾内東部ノ濁リ水ハ新川口ニ向テ注クノ勢ヲ

助ケ、且メ切ノ節ハ河口ヨリ除程上手ニ拵ヒタルヲ以テ水流自ラ緩ニシテ工事ニ容易ナリシナラン。又夕新川口ハ従前ノ分ヨリハ狭メテ拵ヒアリ。早ク砂ヲ流シテ掘レ易ク深クナリシ処ニテ増水ノ節自然ニ巾毛出来事ナルヘク、新川角ノ鎮床ハ利目著シク排水、新川考慮深シト評スルヲ得ヘシ。帰船源太ノ渡辺ニ到リ渡船守ニ問ヒハ、午後ニ至リ二尺許ノ増水ナリト云フ。此水量ヲ以テ新川ヲ堀ル、極々妙ナルヘク、天氣ノ工合モ宜シ。兼而御計画通りニ相成候事、素人目ニモ疑ヒヲ容レサル所ニ御座候。帰途往々船頭等ノ評語ヲ聞クニ、曰ク此度ハ出来マス、曰ク新川如此ナレハ最早塞ル憂氣遣ヒ御座リマセヌト。亦タ其実況ヲ想見スルニ足ルヘシ。

右之実況ニ御座候間、此先キ天ヲ仰テ祈ル所ハ、近日之中天氣ノ晴穩ナラン事ニ御座候。天公有靈何ソ美事ニ災害センヤ、此実況ハ西村知事殿へモ御報可申上ト奉存候得共、其筋ノ報告ハ無論之事ニ而却而越權之嫌モ有之相略候。御含置被成下度候。後日其筋ノ報告ト併而御覽被下候ハ、又タ一興ト奉存候。

郡内無事ニ御座候。事業ハ迫々進ム方ニ御座候。先日議員選挙長ニ而取扱不慣之事ニモ有之、言ハ、化物屋敷ニ這入込ム如キ心地被仕候得共、知事公ヨリ特別之

注意ヲ辱シ先ツ無事ニ閉会、唯当撰者ニ就而ハ遺憾万々、開票中ノ氣ノ揉方一層ノ熟度ヲ増シ、満身ノ流汗着服ノ上モ下モグツスリニ相成申候。先ツ無事、其後訴訟モ無御座御省慮奉祈上候。

知事殿へ数回拜晤、感スル所不少。

右不取敢奉得貴意度、創卒相認メ乱筆不敬平ニ御忍読且御寛假ヲ賜リ度奉祈上候。時下御自愛為邦家奉祈上候。頓首

八月廿七日

佐藤啓行拝

奥田義人に書簡を宛てた佐藤啓行は、愛知県属から鳥取県属となった人物で、明治二三（一八九〇）年一月五日に、呂美法美岩井郡長に任ぜられた。突堤の工事の最中であり、責任のある立場にあつたわけである。奥田義人との関係は定かではないが、旧知の間柄であつたのは疑いない。この書簡は、河口を付け替えるメ切工事について、鳥取市丹後町から船に乗り込み、千代川河口付近を終日視察した様子が記されている。文中からは理解しがたいところもあるが、佐藤が作成した河口付近の略図（口絵に掲載）が付けられており、工事の最終局面の様子がより詳らかとなる。

このメ切工事は、賀露突堤の落成からそう遠くない時期に行われたもので、仮に書簡の日付けである明治二四（一

八九一) 年八月二七日直前だとすると、賀露突堤の工事は一年九カ月余りの歳月を必要としたことになる。服部は、工事を請け負った当初、三カ月程度の工期を見込んでいたが、波濤のために波止が破棄されるなどトラブルに見舞われ、結果的に長期の日数を必要としたのである。

三点目は、奥田義人が佐藤啓行からの書簡と略図に次の文を添えて、品川弥二郎に転送したものである。

〔史料3〕

拝啓 過刻者御病中ヲモ不憚長座御妨ケ仕リ誠ニ多罪之至ニ存奉候。

然者過刻モ御話し申上候通り賀露港之義付テハ邑美郡長佐藤啓行ヨリ別紙之通り申来り居候。此者西村知事ハ未タ承知致シ居ラサルコト、被存候。御多忙ニ為被在候中御一読之御違モ無之義トハ万々承知仕候得共、年来御配慮ヲ煩ハシ居候賀露港之事故為念別紙佐藤之書面差出シ御高覧ニ供し候。頓首

廿日

奥田義人

品川大臣公閣下

品川弥二郎は、当時第一次松方内閣の内務大臣であった。

「年来御配慮ヲ煩ハシ居候賀露港之事」とあることから、長年修築について相談していることが伺われる。〔史料2〕に戻って、佐藤啓行の書簡から分かることを列記してみる。(なお、略図に書かれた情報の一部は口絵に記載している)。

①賀露突堤とは、千代川河口左岸から鳥ヶ島に向けて築造されたものである。略図からは三つある岩山の内、手前の中ノ島<sup>7)</sup>までが範囲となっている。②佐藤が視察した工事とは、千代川河口の付替工事である。旧河口をメ切って、突堤の内側に向かう新河口を付けるものである。③「予図ノ如ク東向キノ港ヲ得ルニ至ルハ疑ヒナシ」(傍線b)とあるように、突堤の内側を港湾にするのが目的のひとつである。鳥ヶ島に直面していた「寄洲」は、このメ切工事に伴って東向きに変わり始めており、佐藤の眼には工事が一先ず成功したと映っている。④しかし、その一方で、「寄洲余リ多ク可被成候ハ、港ヲ害スル」(傍線c)と、流砂が堆積しすぎることを不安視している。⑤今回の工事には、旧河口の東側に排水用の新川を作ったこと、メ切仮堤をへの字にしたこと、新川(本流)を「狭メテ拵」(傍線d)えたこと、「新川角ノ鎮床」(傍線e)を設置したことなどの工夫が見られたことを、佐藤は高く評価している。

四点目は、元鳥取県知事・西村亮吉から新鳥取県知事・調所広丈への知事引継書の部分である。明治二五(一八九

(二) 年七月、完工から約一年が経過している。

〔史料4〕

改修事業ノ急要ナルモノハ千代川ニシテ、該川ノ末流タル河中頗ル広擱ニシテ水勢緩慢流心又一定セス。故ニ風浪アル毎ニ河口閉填塞セントスルノ傾アリ。船舶ノ出入ニ不便ナルノミナラス、洪水ニ方リテ動モスレハ流水渋滞延テ上流ニ害ヲ及ホスコトアルヲ以テ、其水勢ヲ急峻ナラシメ水力ヲ以テ自然ニ停滞セル土砂ヲ浚渫セントシ、前知事在職ノ当時一ノ水剝突堤(小泉波止)ヲ築造セシニ、熟ラ実地ヲ見ルニ、該突堤ニシテ果メ其目的ヲ達シ得ルヤ否ヤ容易断定シ得サル

前知事とは武井守正である。武井が知事の時に賀露突堤工事は開始され、西村亮吉が知事の時に完工となった。ここで確認しておきたいのは、武井知事の時代に水剝突堤II小泉波止が築造されたが、その有効性については断じることができないとしている点である。ここにある小泉波止とは何か。文脈からは賀露突堤を指しているように感じられるが、そのことは後述する。少なくとも突堤の築造は、「水勢ヲ急峻ナラシメ水力ヲ以テ自然ニ停滞セル土砂ヲ浚渫」すること。つまり、河口の構造上の問題を解消する目的で

あることは理解している。

思うような成果が見られないことに対し、鳥取県はその打開策を図るための調査を国に依頼した。

五<sup>9</sup>点目は、同じく知事引継書に綴られた土木技師・日下部辨二郎が賀露港等を視察した折の復命書の部分である。

〔史料5〕

千代川末流改修ハ、其河口ニ位スル賀露港ト密接ノ関係ヲ有スルモノナリ。而メ同港ニ於テハ曩ニ有志者相謀リ海岸ヨリ鳥ケ島ナル小島ニ向テ一ノ突堤ヲ築造セリ。其目的タル蓋シ同港ニ於テ最悪ノ風向タル西北ノ風波ヲ遮キリ止メ、以テ船舶ノ避難ニ便ナラシメ、併セテ千代河口ノ埋塞ヲ防カントスルニアリ。而メ其結果タル船舶ノ避難ニ対シテハ幸ニ本年ニ於テ一回其功ヲ奏セシ事アルモ、第二ノ目的ニ至テハ全然彼レ等カ予期ニ反シ該堤築造後其東部ニ於テ漸次砂洲ノ増加スルヲ見ルニ至レリ。(中略) 従来潮流ハ海岸ニ沿ヒ西ヨリ東ニ流レ(賀露港ヲ距ル東三里許、岩井郡網代港ニ於テ先年観測セシモノニヨレハ、同海岸ニ於ケル潮流ハ西ヨリ東スルモノ一年中ニ於テ多キカ如シ) 其作用ハ能々河口ニ於ケル砂洲ノ堆積ヲ妨ケアリシモ突堤築造ノ為メ潮流ヲ遮断シ、其結果突堤裏部則チ東部ニ砂

洲ノ増加ヲ見ルニ至リシニアラサルカ。(後略)

これは、日下部が明治二五(一八九二)年六月二三日付  
けで内務大臣・松方正義に復命したものである。日下部の  
見立ては、船舶の避難港としての効果は一度見られたもの  
の、西から東に流れることが多い潮が、突堤築造によって  
遮断され、「千代河口ノ埋塞ヲ防カントスル」ことには全く  
効果がなく、却って突堤の裏側⇨東側に砂が堆積すること  
になったと見ている。邑美法美岩井郡長の佐藤啓行は、メ  
切工事の際に流砂が堆積することを不安視していたが、そ  
の不安は、現実のものとなってしまった。

とりわけ水害に関する限り、この時の賀露突堤の工事と  
河口の付替工事で解消することはなく、これ以後も繰り返し  
大水害に見舞われることになった。

## 二 明治三〇年代の水害<sup>⑩</sup>

明治三〇年代の水害は、明治三〇年七月、三一年九月、  
三二年九月に発生した記録が残るが、特記するほどの大水  
害とはなっていない。次の史料は、明治三一年一〇月一日  
付「鳥取新報」の「賀露突堤修築の成行」と題する記事で  
ある。

(史料6)

●賀露突堤修築の成行 廿七年の水災復旧工事の国庫  
補助金の剰余金壹万余円下附を請ひて賀露突堤の破壊  
を復旧せんと有志間に主唱せられ既に県参事会員木村  
安藏氏は態々上京して斡旋する所あり知事も亦大に尽  
す所ありて目下請願中にて何れ下附せらるべき運びに  
なり居る由なるが今其の設計を聞くに突堤の破壊を修  
築すると同時に小泉波止に改修を加へ水流の方向を変  
更し水勢を以て湛砂を押し流し自から水底を浚漑せしめ  
鳥取丸の如きもの二艘位は碇泊せしむるを得べき計画  
にして其の経費は国庫下附金を以て突堤修築費とし県  
税を以て小泉波止改修等を為す黙論なり(後略)

『千代川史』には、「明治二十九年の洪水でこの突堤は被  
災し、六〇メートルの復旧工事をしているが、その位置は  
鳥ヶ島に近い粗石堤である<sup>⑪</sup>」と記している。明治二十九  
年の洪水で賀露突堤が破壊されたという史料は見いだせて  
いないが、これに依拠すると、賀露突堤の完成から約五年  
後の水災で突堤は一部破損していたことになる。前述の「鳥  
取新報」の記事では、破損から二年後に突堤の修築に国費  
支弁を願うこと、県費支弁で小泉波止の改修を願うことを  
紹介している。つまり、賀露突堤と小泉波止は別のもので



あることがこれで分かる。さらに明治三二年二月五日付「鳥取新報」の「賀露河口治水工事視察」と題する記事には、次のようにある。

〔史料7〕

●賀露河口治水工事視察 県会議員岩崎広富細田井上神波奥田遠藤の諸氏は賀露川口の治水工事視察の為丹後橋より舟路賀露に至り途中小松原の波止青木の波止及小泉波止等工事の模様を觀右田土木課長の詳細なる説明を聴きて賀露に至り賀露突堤の修築工事を実檢せり

工事視察力所は、小松原、青木、小泉の各波止から賀露突堤までの間である。『千代川史』に掲載される「明治30年代の河口と河道調整工事の図」<sup>13</sup>には、小松原、青木、小泉の波止が描かれ、明治三三（一九〇〇）年のものとしている。さらに、三つの波止は「賀露港泊地の水深を維持する効果」<sup>14</sup>があつたと記載している。再度確認しておく、明治二十五年の知事引継は事実誤認があるか、賀露突堤の工事に触れなかつたことになる。

### 三 「明治四三年水害」

明治四三（一九一〇）年は水害が頻発した年であつた。三月八日付「因伯時報」では、瓦や塀を倒すほどの南からの暴風が発生し、この南風で「水源地附近諸山の解雪せし為め千代川袋川共に増水し袋川の如き一丈二尺を増し濁流滾々と過ぎ居れり」と報じている。雪解け水によるものであるが、これもまた水害である。一度増水すると溢水する危険性が恒常的であつたことが伺われる。

同年五月一〇日から一日にかけての出水は、降雨によるものである。「因伯時報」<sup>15</sup>は次のように報じている。

〔史料8〕

陰鬱なりし一昨日の空模様は午後に至り雨となり夜に入るや大雨絶間なく風さへ加はり朝来尚ほ降り頻り袋川は非常の増水にて両岸の低所に浸水し薬研堀亦溢れて寺町、中町、大榎町、西町、東町、湯所町等には浸水せるヶ所多く中には通行する能はざるヶ所さへあり西町農工銀行前より物産陳列場に至る往来さへ浸水し通行人困難せる程にて午後に至るも雨止まず尚ほ増水の模様あるより鳥署にては非番巡查及び消防夫一部を召集し袋川筋及び其他を警戒せり尚ほ千代川も非常の

増水なりし

鳥取市役所の調査によると、床上浸水家屋五〇戸、床下浸水家屋五三三戸、道路の破損四〇カ所（延長二八〇〇間）、橋梁流失一・破損五等であった。また、この時袋川に繋留していた筏（二三〇川）が流失した。海上に流失した筏も多く、「東に流失せる木材は岩美郡沿岸のみならず但馬国居組附近」まで及んでおり、筏主や仲士等が昼夜兼行で捜索していると記されている。<sup>16)</sup>

#### 四 「大正元年水害」

大正元年の夏は渇水であった。九月一三日付けの鳥取新報は、「水道貯水池の貯水は今夏以来降雨乏しき為め涸渇し配水上差支を生し来りしを以て昨日より当分の間配水時間を制限」と報じている。しかしその一〇日後、古来未曾有といわれた明治二六年水害以来となる大水害が発生した。

これは「九月二二日夕刻頃より四国東端大阪湾を経、能登半島へ抜けた台風」（『鳥取県気象災害誌』）によるもので、二一日から二三日までの降雨量は、鹿野で二九一・一ミリ、賀露で一七六・五ミリに達した（鳥取の記録は無し）。一〇月二日付けの「因伯時報」による全県の被害状況は、表1

表1 被害状況一覧

死者	102名
傷者	8名
行方不明	1名
畜牛斃死	80頭
流失家屋	136戸
流失土蔵	57棟
流失納屋	187棟
その他流失	23棟
床上浸水	9959戸
床下浸水	6098戸
家屋及土蔵納屋等全潰	120棟
家屋及土蔵納屋等半潰	196棟
家屋及土蔵納屋等破損	157棟

のとおりである。被害は因幡地方とりわけ気高郡と八頭郡に集中したが、それは千代川の支流、野坂川、曳田川、智頭川の氾濫によるところが大きい。

鳥取市街の様子について、「因伯時報」の記者は、雨が小止みとなった九月二三日午後四時の状況について「愛宕山より見たる大洪水の光景」と題して次のように報じている。<sup>17)</sup>

〔史料9〕

濁浪は脚下に狂ひ湯所町湯所村を洗つて水は山脚に沿ひ矢を射るよりも疾く北流し、又市を貫流する袋川は長蛇の如く市を両断して全市余さず併呑せんとし大森神社の社は絵の如く水に浮かび避病院、屠畜場、川下

## 写真 「大正元年水害」 絵葉書



鳥取市未曾有の大洪水の惨状（大工町筋の光景）

（鳥取県立博物館蔵）

この写真は、「鳥取新報」（10月3日付）「因伯時報」（10月4日付）に掲載されている。

町附近は既に庇を没せんとす又市街を泛べたる水面は静かにして淵の如く湖沼の如く水湛々として動かず  
（後略）

ここに於ける愛宕山は、愛宕神社（現、鳥取市湯所町）がある雁金山を指している。同所は、大正元（一九一二年）に愛宕神社の改修にあわせて、その周辺を見晴台として整備（明治四五年七月二六日付「鳥取新報」）しており、被害を一

望できる場所として思い当たったと考えられる。また、九月二六日付けの「鳥取新報」は、「鳥取市内は、山の手の一部分と立川町の一部分とを除く外、浸水せざるなく（中略）左れば床下に浸水せざるものは全市七千近くの内に四五百戸あるのみ」と報じている。

鳥取市では、九月二九日に市会を開催し、その善後策を協議した。主たる議題となつたのは、第一に「災余ノ衛生」であり、伝染病予防のための石灰代、「各家ヨリ搬出セル不潔物、畳、敷物、汚泥等」の処理代等に合せて九百円を追加予算として計上した。また、市街に堆積する汚泥等の処理には、県庁及び警察との申し合わせにより、「隣村宇倍野村ノ消防隊ヨリ人夫ヲ出ス事」とした。<sup>18)</sup>

## 五 「大正七年水害」

大正七年は、三度に及ぶ水害に見舞われた。最初は、七月一日から二三日にかけての台風（四国西端をまっすぐ北上日本海に抜けた台風）によるもので、死者三名、重軽傷者三二名の被害を出した（巻末略年表）。一日付けの「大阪朝日新聞」は、「暴風雨襲来!!」の見出しで、被害の経緯を次のように記載している。

〔史料10〕

鳥取県にては十一日夕千代川一丈六尺の増水にて同川に架せる鉄橋より上流約一里（八頭郡河原村）の左岸堤防五十余間決潰し河原村内は約二尺の浸水にて該鉄橋を中心として上流下流に数箇所が決潰あり

同じ紙面には、「進行中の列車転覆す」の見出しで、進行中の列車が転覆してけが人が出たことを伝えている。

〔史料11〕

十二日午前五時四十分但馬豊岡を發したる大社行六〇五号列車は客車十両貨車十七両合計二十七両を連結して因幡国湖山宝木間（京都起点を距る百五十二哩）を進行中貨車四両客車四両合計八両転覆し乗客中重傷者十二名輕傷者十四名他に乗務員三名合計二十九名の重輕傷者を出したり、同所は土砂を切り取りたる場所として列車進行中土砂崩れたる為転覆したるものならん但し機関車のみは無事なるが如し

「京都起点を距る百五十二哩」が脱線地点と考えられるが、「哩」のキロ換算と地形から水尻池付近で脱線・転覆したもので、この事故による負傷者は、重輕傷者三二名（卷

末略年表参照）に及んだ。

大正七年最大の水害は、この約二ヶ月後にあたる九月二日から一五日にかけて發生した。これは、「九州南方海上から四国東端をゆっくり進み、近畿を通り能登半島に抜けた台風」（卷末略年表）によるものであった。一〇月八日付けの「因伯時報」は、「水害經過概況」と題し次のように掲載している。

〔史料12〕

九月十三日夜來細雨を催し翌十四日未明より豪雨となり漸次東北風加はり午前十時頃より暴風雨に變じ正午に至るや風力益々暴威を逞うし各川非常出水の兆候を呈したるを以て消防組其他を督勵して水防に努むるも危険刻々に迫り遂に午後十二時に至り県下各河川空前の出水となり千代川二十尺袋川二十二尺に達し堤防決潰橋梁流失し鳥取市及其の附近は浸水何れも軒に達せんとするに至れり而して各郡共に堤防決潰橋梁の流失道路の破損等夥しく人畜の死傷耕地の侵水荒廢又多数にして被害の状況実に悲惨を極む而して十五日払曉より漸次減水に傾きたるを以て吏員を派遣し罹災者の救護並に被害箇所（ごうご）の応急措置及調査等に努力せしめたり

この記事は、「県当局報告に係る」もので、翌九日付けの「鳥取新報」も「本県水害経過」として、同様の記事を掲載している。九月二十七日付「鳥取新報」が報じる県下被害数は、表2のとおりである。

鳥取市の内訳は、死者一〇、全壊家屋一四、半壊家屋一〇一、流失家屋二、床上浸水五七二〇、床下浸水六五となっている。一方、『市史鳥取市七十年』では、(千代川)水系全体の被害程度として、「死者三〇人、負傷者二四人、崩壊又は流失した住宅五八三戸、浸水住宅一一、八三二戸」等とし、「現在の鳥取市がこれらの被害の大部分を蒙っている」と記載している。この数は、千代川改修工事事務所技師の記録に基づくものとされ、この詳細な表が『千代川史』に掲載されている。市域と水系による違いを考慮するとしても、被害の正確な数ははっきりしない。例えば、追悼会が鳥取市馬場町の大隣寺で一〇月二三日に執行されたが、この際の死者数は七六名とされている(一〇月二五日付「鳥取新報」)。前掲の『市史鳥取市七十年』は、今回の「被害は岩美、気高、鳥取が最も大きく、八頭郡はこれに次いでいる」と記している。ただ表2でみれば、別の水系である東伯郡が、岩美郡、気高郡を凌ぐ被害であったことが分かる。鳥取市の場合は、床上浸水した戸数が他郡を圧倒しているのが目を引く。他郡に占める割合は三四・七%である。同年の

表2 郡市別被害状況一覧

郡市	死者	全潰	半潰	流失	床上浸水	床下浸水
鳥取	10	14	101	2	5,720	65
岩美	19	30	79	95	2,503	744
八頭	3	14	51	25	86	258
気高	16	45	85	106	1,822	925
東伯	17	40	296	153	2,914	3,476
西伯	2	14	127	40	3,650	1,627
日野	1	0	1	0	3	29
合計	68	157	740	421	16,698	7,124

注1 全潰、半潰、流失、床上浸水、床下浸水は戸数。「鳥取新報」には上記一覧に引き続き家屋損害の棟数が同じく郡市別に記載されている。

鳥取市の戸数は、五八六二戸(大正七年「鳥取県統計書」、数字は同年二月末)なので、床下浸水の戸数を含めると鳥取市全域がほぼ水没したことになる。数字の正確性に問題はあるとはいえ、浸水が鳥取市域の被害の特徴を示しているこ

とは間違いない。このことについて、一〇月二四日付「鳥取新報」は、浸水被害の主因は「鉄道と国安対岸の堤防が堅固になったことにある」と報じている。

〔史料13〕

▲国安堤防だに切れなければ鳥取は千代川の激流を受ぬから格別のことはないのであるが、この堤防は最近三回の洪水にいつも切れた、而して此の切れ口より入る浸水は市の南方鳥取停車場を突く、ところが以前此辺は田圃であつたから直ほに流れたものであるが▲今は鉄道線路が出来て遮り吉成辺を大海にした上で線路を突破して市を突くから溜らぬのである、現に今度の洪水で吉成辺には床上五六尺も浸水した。而して鉄道線路は突破され或は低い処を越してドシ／＼と侵入したのである▲此辺の浸水は国安堤防が切れた結果であるから国安堤防だに堅固であれば市は左のみ水害を受ぬのであるが、さて其の国安堤防は前にもいふ如く対岸の堤防がガン／＼になつて何時の洪水にもピクともせぬ其の反動として国安堤防が切れるのであるから此処を切れぬやうにするのは恐らく不可能であらう

国安堤防が切れたことが、市域を水没させた原因である。

それを生じさせたのは、対岸の「助け堤」の堅固さである。国安堤防決壊による浸水は、山陰線の築堤Ⅱ盛土で一度堰き止められた後、それを乗り越えさらに浸水する。鉄道敷設が水害被害を増長させるという皮肉な現象である。鉄道の被害も大きく、山陰線全線の被害箇所は二五〇箇所に及んだ。同日付「鳥取新報」は、根本的な対策は、「国安堤防を固くすると同時に千代川を改修するの外ない」と論じている。

さらに、この時、美歎水源地が決壊した。このことは、この水害の特記すべき点である。近代水道施設である美歎水源地は、大正四（一九一五）年に竣工した。貯水池の南西端にある堰堤は、「もともと柵田の水田だった勝田ケ平・通谷」（「重要文化財旧美歎水源地水道施設」）を盛り土により築いたものであった。被害は、この堰堤が決壊したことで発生した。

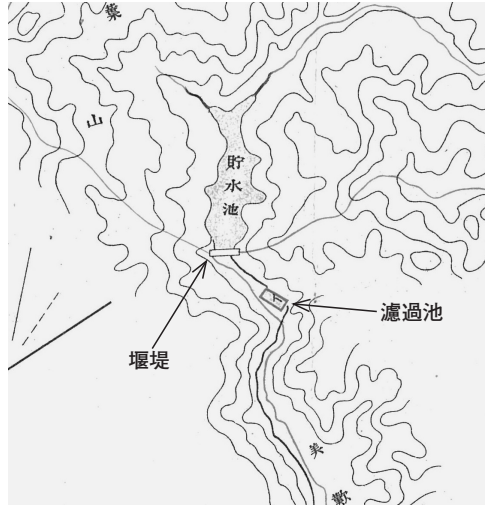
前述した「水害経過概況」は、その様子を次のように報じている。

〔史料14〕

岩美郡宇倍野村大字美歎に在る鳥取水道水源貯水堰堤も十四日夜九時半頃決潰し貯水全部約三十分間に流下したる為め其の下流に散在せし家屋十戸を流失し死

者十一名を出せり尚濾過池一箇送水鉄管延長四百間破損し給水全く断絶せり(傍線部分は欠字等で、「鳥取新報」で補てん)

図 「鳥取市水道略図」(部分)



(鳥取県立公文書館蔵)

貯水池から雨滝街道を経て鳥取市内に至る水道経路が描かれる。大正4年の竣工時期の略図か。

一一名に及ぶ溺死者に対し、宇倍野村仏教各宗同盟会による大追悼会が後日開催されたが、これを報じる記事によれば、溺死者は、美敷及び町屋の住人九名と甕山製紙工場の雇人二名である(一〇月二日付「鳥取新報」)。鳥取市は一日も早い通水を図るための応急工事を急ごうとしたが、堰堤の決壊を人災だと考える水源池被害関係部落の住民は不

穏な動きを見せ、鳥取市に対し損害賠償を請求した。<sup>(22)</sup>  
九月一二日から一五日にかけて発生した水害では、歩兵第四〇連隊が復旧工事に大きな働きをした。

〔史料15〕

鳥取市は水源池被害関係部落との交渉の結果兎に角応急工事を施行して一日も早く通水せしむる事となり廿一日より軍隊の出動を見昨廿二日は管内勤務者を除く外連隊全部を派出して工事を急ぎつ、あり倒れたる電柱を樹て、電話を架設し河中に埋もれたる鉄管を適当の位置に渡しなどしつ、あるが大字町屋地内約二町の道路河身と変じたる箇所には数百の兵士は河中に投げる蛇々たる送水本管を石を積みてその上に架し居れり殊に貯水池堰堤決潰箇所には十間計りの深さ一丈以上に達する滝壺あり之が排水を行はざれば仮工事不可能なるが仲々の難工事にて約四百名の兵士は専ら之に従事しつ、あり其他濾過池の掃除附近鉄管の切断破壊、埋没等を修築して通水し得るに至るまでには余程の努力を要すれども連隊にては三四日間に其運びに至らしめんとの意気込を以て工事を急ぎつ、あり(後略)<sup>(23)</sup>

水道の破損は死活問題であり、この応急工事には「千七百

余名<sup>24</sup>」の兵士が動員された。ただ、水道は、美歎から南西に下り、雨滝街道を北西に向かい宮ノ下の集落を貫流して鳥取市内に至る。歩兵四〇連隊はこの雨滝街道沿いにあり水道の恩恵を最初に受けるところであった。

「鳥取新報<sup>25</sup>」によれば、応急工事が終わり通水が再開されたのは、九月三〇日であったが、清浄な水が利用できるには時間がかかること、「給水の濫用」に注意するよう呼びかけている。ちなみに、美歎水源地在根本的な修復を終え給水を再開したのは、三年後のことであった。

### むすびにかえて

本稿では、明治二〇年代の賀露港の改修と明治三〇年代から大正七（一九一八）年までの水害を取り上げた。賀露港の改修については、五点の史料をもとに「序説」での疑問を解消させることを目指した。しかし、明治二〇年代前半期の改修事に限定したものであり、千代川水系の改修、港湾整備という大枠から捉えると、依然序章というべきものである。

後半では、明治三〇年代から大正七年までの記録に残る水害について紹介した。この時期の水害といえば、大正元年と大正七年の水害が突出していた。「千代川の改修<sup>26</sup>」は、

山林の濫伐と河床の堆積が洪水の被害を激甚ならしめたこと、大正七年の洪水により鳥取市を離れる市民が増えたこと、鳥取市の商工業者に資本蓄積と事業の拡張の余裕を与えなかつたことを挙げ、その結果として「千代川治水の世論が漸次高まり八月一月には鳥取治水会が生まれた<sup>27</sup>」と記している。この治水会の主唱のもとに千代川流域一七カ村の治水会が糾合し、大正一〇（一九二一）年四月に至つて千代川改修期成同盟会が結成される。これが千代川の本格的改修事業の起点である。

明治三〇年代から大正七年までの水害については概要紹介の域を出なかつたが、これをたたき台に、千代川の本格的改修事業についてまとめるのが次の目標である。

### 〔注〕

（一）『近代化産業遺跡群』続33（経済産業省二〇〇九）50頁。

「序説」（82頁）では服部の工法を「人造石膏法」と誤記した。

（二）ここで訂正したい。

（三）鳥取県立公文書館蔵

（四）この書簡は『品川弥二郎関係文書―2』（尚友倶楽部品川弥二郎関係文書編纂委員会一九九四年）に全文翻刻される。同書には封筒の表書・裏書、「史料3」が翻刻されるが、同封され



ていた「略図」は省略される。なお、原文翻刻後に、同書の翻刻文と突合せた。本稿の翻刻文は、原則同書翻刻文の句読点を踏襲した。

(4) 『品川弥二郎 関係文書―2』は、三カ所(傍線a)に「木干(きねカ)とする文字があるが、筆者は「木干」(さお)とした。

(5) 「高等官履歴書」鳥取県立公文書館蔵

(6) 「序説」84頁

(7) 『賀露誌』に掲載される「因州高草郡加露浦湊絵図」(弘化二年、賀露神社蔵)では、同島は「磯嶋」と表記され、「此磯嶋廻り百三十二間地ヨリ一丁半高サ六間位」と記載されている。

(8) 「内務部第二課主管事務引継書類」鳥取県立公文書館蔵

(9) 内務省土木局の技師で、明治二四(一八九一)年から第五区(広島)の土木監督署長を務めていた。〔近代日本土木人物事典・国土を築いた人々〕二〇一三年

(10) 明治二〇年代後半には、明治年間最大の水害である「明治二六年水害」、翌「明治二七年水害」がある。この水害については、『新修鳥取市史』第五卷社会篇(二〇〇八年)に掲載しているので、本稿では割愛する。

(11) 410頁

(12) 小泉波止について、明治三二年二月二日付「鳥取新報」に「昔し藩政の頃小泉何某といふ人藩命に依て之れを造りたるにて其目的は青木の波止より突き来る激流を障へて水勢の散漫

を防ぎ之れをして悉く賀露の河口に聚らしめんとしたるなり」と記している。なお、「序説」(84頁)で、筆者は「新波止をすでに「旧小泉波止の跡」とみなし」と記載しており、新波止は賀露突堤を小泉波止と見なしている。ここで訂正したい。

(13) 409頁

(14) 411頁

(15) 明治四三年五月二日付

(16) 明治四三年五月一日付

(17) 大正元年九月二六日付

(18) 「大正元年九月廿九日会議録 鳥取市会」(鳥取市)

(19) 100頁

(20) 179頁

(21) 100頁

(22) 住民は、被害の大きさに対する鳥取市の過少な慰問金に不満を募らせたもので、「流失建物及び家財其他の動産」の賠償として六万四千円を一先ず要求すると報道される。(大正七年九月二六日付「鳥取新報」)

(23) 大正七年九月二三日付「鳥取新報」

(24) 大正七年一〇月二日付「鳥取新報」

(25) 大正七年一〇月一日付「鳥取新報」

(26) 「城下町鳥取誕生四百年」(鳥取市教育委員会一九七四年)所収  
(27) 151頁

明治30年代から大正期までの水害及び千代川改修関係年表

年 月 日	県令(知事)	内 容	被害状況ほか	県内の出来事(明治期)／気象データ
明治30(1897). 7. 15	〃	水害	千代川は1丈3尺余、袋川は8合の増水(鳥取新報 7.16. 7.17付)	
明治31(1898). 3. 6	〃	水害	「鳥取市の水防問題」…県庁より市会へ送せられた水防に係る諮問に関する川外地域民の陳情運動が起る(鳥取新報 3.6. 3.8. 3.12付)	4月 県会議事堂の落成
明治31(1898). 9. 6	〃	水害	千代川は1丈1尺5寸、袋川は1丈5尺3寸の増水。床上浸水18戸、床下浸水573戸(鳥取新報 9.7. 9.8. 9.9. 9.10付)	
明治31(1898). 10. 01	〃	〃	賀露突堤修築を挙行。突堤の破壊を修築し小泉波止に改修を加える計画(鳥取新報 10.1. 10.14付)	
明治31(1898). 12. 10	〃	〃	「臨時鳥取県会に於て千代川口改良工事を議決し為めに賀露突堤も修築せらるゝこと、なりたる」(鳥取新報 12.10付)	
明治32(1899). 7. 8～7. 9	久保田貫一	風水害	全国暴風雨、諸国出水(鳥取県の気象)	
明治32(1899). 9. 10	〃	水害	「昨日来の驟雨に千代川及袋川は非常の増水…亦袋川沿岸なる川外十五戸の床下にも浸水」(鳥取新報 9.10付)	
明治32(1899). 12. 03	〃	〃	県会議員岩崎広富細田井上和波奥田連藤の諸氏共賀露突堤の修築工事を視察する(鳥取新報 12.5. 12.6. 12.7. 12.12. 12.15付)	12月 県会、知事在任期間延長の政府陳情を決議
明治33(1900). 3. 9	大久保利武		「千代川口賀露突堤修築工事は近日其の大部分を成工シツ、二三ヶ月を経なは完成すべき見込みの由なる」(鳥取新報 3.9付)	5月 山陰線鉄道西線、境を基点として着工
明治33(1900)頃	不詳			
明治43(1910). 5. 10～5. 11	告森 良	水害	死者1、住家破壊12、流失3、床上浸水51、床下479、国道破壊25間(鳥取県の気象)	7月 韓国皇太子が来県
明治43(1910). 08. 16～19	岡 喜七郎	水害	死者5、家屋全壊29、半壊4、床上浸水63、床下52、田地球流失3反、宅地球流失6反等、総被害見込額3000円(鳥取県の気象)	
明治43(1910). 09. 06～09	〃	水害	県東部に被害集中。岩美郡県道浸水、1町交通遮断、稲田浸水50町、野坂川、袋川氾濫(鳥取県の気象)	
明治43(1910)	不詳	水害	「賀露港ノ如キハ…曾テ一モ其功ヲ収メタルモノナシ」(引継演説書)	
明治45(1912). 07. 15	〃	水害	床上浸水10戸、田畑浸水13町、堤防決壊1等(鳥取県の気象)	6月 倉吉線土井・倉吉間開通 低気圧と前線によるR 13-17 境625 米子59.7 倉吉93.0 鹿野93.0
明治45(1912). 7. 15	〃	水害	床上浸水10戸、田畑浸水13町、堤防決壊1等(鳥取県の気象)	22日夕刻頃より四国東端大坂湾を経て能登半島へ抜けた台風。P 743.3mm V.208 D.NE R 13-15 境154.5 米子153.1 鳥取68.1
大正元(1913). 9. 21～23	〃	水害	死者92、傷者8、行方不明3、建物流失1779棟、田畑流失2844町、橋梁流失破壊1124、道路決壊1673、堤防浸岸決壊1765、損失総額1200万円	14日四国宇和島付近より瀬戸内に出る と北東に偏向。大阪、近江を経て若狭 湾に抜けた台風。境 P 740.8mm V.14.1 DE R 21-23 境239.6 倉吉166.1 大津220.0 鹿野291.1
大正3(1914). 9. 11～15	〃	風水害	気高郡東部、果樹の被害多く、晩稲、早稲は25%の被害 西伯郡南部、樹木倒壊、稲の被害多し(同EJ)	

年 月 日	県令(知事)	内 容	被害状況ほか	県内の出来事(明治期)/気象データ
大正4(1915).8.3~6		風水害	宝木署-河内川橋梁流失1、野坂川堤防破壊2間 黒坂署-飯橋梁流失5、水堰破壊1 米子署-飯尾村住宅半壊1、田地浸水1町、堤防崩壊15間、田地土砂流失3反 倉吉署-三朝川橋梁流失1、橋梁損壊、交通杜絶、田地浸水1町、床下浸水2、果樹被害100円(同上1)	紀伊水道より若狭湾に抜けた台風。 境 P.749.8mm V.9.9 D.ENE R.4-5 境120.0 米子128.0 鳥取101.1 関釜135.8
大正5(1916).6.下旬		水害	東伯郡西伯郡は甚だしい災難をうけた、堤防破壊5、田畑浸水140町 応急工事約9000余円	境 (28日) V.9.5 D.WSW R.20-30 境183.3 米子254.5 鳥取191.8 関釜227.9 青谷254.5 若狭204.0
大正6(1917).9.25		水害	死者1、山くずれ、橋梁流失2、倉吉付近浸水家屋多し。 又、鉄道線路土砂崩壊のため交通不通	低気圧と前線による水害。 R.24-30 境122.6 米子186.1 鳥取244.8 倉吉371.1 若狭203.9
大正7(1918).7.10~13		水害	死者3、重軽傷者82 東部=鳥取市=家屋浸水95、橋梁流失1湖山~宝木列車転覆(線路陥没の為) 智頭=道路破壊11、橋梁流失13若狭=橋梁破壊4堤防護岸に多少被害あり 西部=米子=浸水家屋80日野=橋梁流失1江尾=国道崩壊	四国西端をまっすぐ北上日本海に抜けた台風。境 P.727.9mm V.15.2 D.ER R.9-13 境134.3 米子142.1 鳥取174.4 倉吉142.3 若狭231.1
大正7(1918).9.12~15		水害	農作物1467町(20500円)、死者85、家屋倒壊2500、 道路堤防崩壊262000間、橋梁流失破壊1400、耕地浸水6700町	九州南方海上から四国東端をゆっくり 進み、近畿を通り能登半島に抜けた台 風。境 P.730.0mm(岡山) V.16.1 D.NR R.11-14 境286.1 米子173.4 倉吉238.0 若狭171.2
大正7(1918).10.10~11		水害	稲作大減収。予想高より197859石減他の被害不明	熱帯性低気圧による水害。 R.9-11 境27.7 米子18.3 法勝寺60.0 関釜67.7 鹿野11.4 大茅34.2
大正8(1919).7.2~5		水害	岩美郡-床上浸水42、堤防破壊4、道路破壊12、田畑浸水420町 八頭郡-田畑浸水11町気高郡-田畑浸水140町 東伯郡-床上浸水83、田畑浸水394町、道路破壊10 西伯郡-床上浸水298、床下浸水664、田畑浸水437町、流失26町2反、 堤防破壊23、道路埋没流失20 日野郡-流失家屋2、半壊14、床上浸水14、田畑浸水3町5反、堤防破壊3 気高郡に被害多し、他方にはさしたる被害なし	梅雨末期の低気圧と前線による霖雨 R.米子168.7 鳥取91.0 関釜301.5
大正8(1919).8.14~16		水害	気高郡-堤防破壊2、橋梁流失5、床上浸水5、床下70、耕地土砂流入1反、 交通杜絶せり	九州西岸を通り日本海に抜けた台風 境 P.747.7mm V.7.6 D.E R.13-15 米子782.0 鳥取11.0 本庄157.0
大正10(1921).6.30		水害	岩美郡-道路破壊10間、橋梁流失1、田畑浸水131町 気高郡-道路破壊2(通行不能)、橋梁流失2、田畑浸水330町、床上浸水1、 床下11東伯郡-浸水家屋4 鳥取市-道路浸水1部あり畑作物枯死するもの多く、収穫皆無のものもある、 稲の害虫発生被害甚大	低気圧と前線による R.境30日 24.9 1日20.3

年月日	県令(知事)	内容	被害状況ほか
大正10(1921)9.22~26		水害	特に岩美郡が多い。県下の被害、沿道面積1,399町、堤防護岸決壊11、橋梁流失破損1400、耕地浸水67,000町、工事関係の被害約30,000円
大正12(1923)1.24		水害	気高郡中郷村吉川にて山くずれあり(3丈)、死者1、負傷1、家屋破壊1棟 県下各地に稀有の被害あり 鳥取-屋根、瓦飛散多し、建物倒壊1棟、電灯線に故障停電す。 倉吉-町内各地の瓦飛散多し 岩美郡-漁船破壊1、網代港突堰崩壊2間、家屋倒壊5、道路崩壊6町 気高郡-住家全壊1棟、田畑宅地流失140町×4~5間、田浸水120町 東伯郡(泊村)-漁船流失6、破損1、家屋流失1棟、全壊2棟、 非住家全壊4棟、半壊4、非住家半壊6棟、堤防崩壊12町、 その他木材家具類の流失多し 西伯郡-家屋全壊5、半壊4棟、浸水23、漁船流失14、護岸崩壊3 各地果樹の被害、梨は殆んど全滅、桃、梅の類も5割減産も甚だし
大正12(1923)7.10~15		水害	県下西部に被害集中、家屋流失17、床上浸水3、床下30、橋梁流失18、 破損3、田畑浸水342町、荒廃17町、県道破壊2(250間)、村道4(80間)、 護岸1(150間)、堤防決壊80間(他に由良川)、山くずれ14
大正12(1923)9.14~16		水害	死者4、負傷9、家屋流失15、床上浸水3048、床下1624、道路決壊221 堤防護岸決壊1485、橋梁流失87、田畑荒廃173町、浸水2867町、 漁船流失16
大正14(1925)7.10~12		水害	日野郡各町村は降雨により多くの被害を出した。 河川道路等の被害12~13万円
大正14(1925)9.16~18		風水害	鳥取-浸水家屋66、岩美郡-橋梁流失1、田浸水40町、堤防崩壊20間 真伯郡-橋梁流失3、床下浸水232、船田浸水43町、堤防崩壊20間 気高郡-橋梁流失1、堤防決壊3、河川決壊1、床上浸水33、床下浸水40、 田浸水180町、土木関係被害約30万円

注 本表は、『鳥取県気象災害誌』(159-166頁)を元に、鳥取新報、『鳥取県の気象』、鳥取県庁文書(鳥取県立公文書館蔵)等を加味して作成した。

県内の出来事(明治期)/気象データ  
25日朝晩の少し西より若狭湾に抜けた  
台風 P 748.1mm V 6.9 D.W R 23-26  
境 73.5 鳥取181.1 米子110.3  
本庄203.7

1昨年の降雨による  
R 20-24 境51.8 青谷40.5 鳥取29.1  
暴達した低気圧が山陰沖を通過したため  
境 P 774.6mm V 13.7 D.N R  
境12.3 米子2.5 鳥取15.0 佐伯39.4

低気圧による近年稀にみる強雨  
R 10-14 米子138.0 鳥取88.3  
国英281.8

四国沖から紀伊半島南端にかけてゆっ  
くり通過し豪雨をもたらした台風。  
境 P 742.8mm V 9.5 D.NW R 14-16  
米子101.2 三朝355.5 栃本577.5  
智頭302.8

台風と前線による  
境 P 751.7mm V 8.5 D.NE R 11-13  
境 09.7 米子88.0 鳥取67.5 根雨93.0  
台風と低気圧による  
境 P 751.9mm V 9.6 D.E R 16-18  
境 177.6 鳥取143.5 根雨93.0  
米子144.0 倉吉288.0